

社会福祉法人博愛仁志会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 5月 26日～ 令和5年 5月 25日までの 3年間
2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について相談体制の整備、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

相談窓口の設置及び担当者の制度に対する情報収集を行う、その後に書面等で職員に周知を行う。また、対象の職員に対しては積極的な働きかけも行う。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付金等の制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

法に基づく諸制度の情報収集を行い、制度に関するパンフレットの作成・配布、研修や会議等の機会を利用して職員へ制度の周知並びに情報提供を行う。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的に年次有給休暇を取得できるように情報提供を行う。また、取得率の低い職員（事業所）に対しては、積極的な啓発を図る。